

海外婦人労働資料第四九号
昭和三十三年十一月

海外の働く婦人

労働省婦人少年局

は し が き

わが国では、働く婦人の数は年をおつて増加し、婦人の労働力は、今では、各種の産業分野において、なくてはならないものとなっています。ことに戦後は、女子の教育水準の向上、職業意識のたかまりなどあいまつて、女子の勤続年数ものび、家庭をもちながら職業活動をつづけようとする婦人も少しずつ多くなつてきています。しかしこれはけつしてわが国だけの趨勢ではなく、諸外国においても、婦人が産業の上に果す役割は次第に大きくなりそのはたらきは高く評価されるようになっております。

この資料は、ILOをはじめ、米国家労働省婦人局、英国家中央情報局、カナダ労働省婦人局の出版物を適宜抄訳し、使用した統計調査の比較的新しいものから順次集録したもので、海外の働く婦人について、実情の一端を御紹介するの役に立てば幸です。

昭和三十一年十一月

労働省婦人少年局

海外の働く婦人

目次

はしがき	一
米 国	一九
英 国	三三
カナダ	四五
印 度	五五
スウェーデン	五五
ラテン・アメリカ	五五

海外の働く婦人

米 国

就業状態

米国の女子労働力人口は一九〇〇年の五〇〇万人から急速に増加して、一九五六年四月には二、一一九万人余を数えています。これは一九四〇年と比べて七〇〇万人の増加であり、第二次大戦中のピークを示した一九四五年四月と比べても一五〇万人余上廻っています。割合からみますと、一四才以上の女子人口中三五％、また男女をあわせた全労働力人口中三二％をしめています。近年の女子労働力人口の推移は表一のようになっています。

しかし、働く婦人の中には、結婚か出産まで働く人、断続的に働く人、パートタイムに働く人がかなり多いので、実際に就業を経験した人の数は、一定の時期をとって調べた女子労働力人口の数よりずっと多いわけです。一九五五年一年間に就業の経験をもった婦人は合計二、七七〇万人におよび、そのうち年間つゞけて全日制の労働に就いていた人は一、〇〇〇一、一〇〇万人程度ですから、若干の失業者を除いても、残りの一、五〇〇一、六〇〇万人の人が一年間に労働力人口を出入していることになります。その中には、夏休みや週末に働く女子学生、季節的労働につく婦人、パートタイムに働く主婦等もふくまれます。

家庭をもつてゐるために、全日制の労働につけない婦人の技能も、パートタイムによつてかなり活用されています。人口調査局の定義では、パートタイム労働とは、一週の仕事時間が三五時間未満の労働となっていますが、こ

表 1. 女子労働力人口の推移

	14才以上女子労働力人口	全労働力人口中 にしめる割合	14才以上女子人口 中にしめる割合
最近のうごき			
現 在 (1956年4月)	21,194,000	32%	35%
朝鮮動乱前 (1950年4月)	18,063,000	29	32
戦争直後 (1947年4月)	16,320,000	28	30
第2次大戦中ピーク (1945年4月)	19,570,000	36	37
戦 前 (1940年3月)	18,840,000	25	28
長 期 間 の う ご き			
1950年 (4月)	16,512,000	27	29
1940年 (4月)	13,015,000	24	26
1930年 (4月)	10,396,000	22	24
1920年 (1月)	8,229,000	20	23
1900年 (6月)	4,999,000	18	20
1890年 (6月)	3,704,000	17	18

米国人労働者

の定義によると、一九五五年秋に、働く婦人の約四分の三がパートタイム労働者ということになります。そしてパートタイム労働者の六〇％が婦人です。パートタイムにつくのは、やはり就学前の子供をもつ婦人に多く、既婚婦人でも一八才未満の子供をもたない婦人は、未婚者や未亡人と大差ないようです。パートタイム労働がどの程度に行われているかは職種によつてちがいます。一九五五年秋、婦人が最も多く働いている二大職業「事務と機械作業、および専門的職業では、パートタイム労働者は約五分の一、家事サービス労働者では二分の一、その他のサービス業および店員では三分の一余でした。

(1) 職業別にみた働く婦人

働く婦人を職業グループにわけてみますと、最も大きなグループは事務従業者、ついで機械作業員（その大部分は工場に働く工員）で、この二つのグループに働く婦人の半分近くが集つています。そしてこれについて、サービス職業（個人家庭の家事使用人を除く）、専門的技術的職業の順になつていきます。一九四〇年以降、家事使用人と単純労働者を除くすべての職業グループで、働く婦人の数は増加しています。なかでも増加のいちじるしかったのは事務従事者で、一九四〇年から一九五六年までの間に三五〇万人増加し、二倍以上になっていますが、ひきつゞき需要は増加しています。しかし最近では、事務がほとんど機械化されていますので、今までのように単純な仕事しかできない人よりは、機械の操作や技術の訓練をうけた事務労働者が必要になつていくでしょう。

各種の工員やサービス職業においても働く婦人の需要は大きく、一九四〇年から一九五六年までの間に、それぞれ一〇万人以上の増加がみられます。女子工員の需要が非常に高まつたのは、おもに戦時中で、当時、作業工程の改良が、単純化と重労働軽減の方向に急速におしすすめられたため、広い分野にわたつて女子の就業が容易になりましたが、戦後も経済が高水準を維持しているために、女子工員への需要が続いています。

表2 職業グループ別、女子就業者数

1956年・1940年

	1956年4月		1940年3月		男女総数中にしめる女子の割合	
	実数	%	実数	%	1956年	1940年
計	20272000	100	11920000	100	32	26
事務従事者	6104000	30	2530000	21	67	53
機械作業員	3548000	18	2190000	18	28	26
サービス職業従事者 (個人家庭の家事、使用人を除く)	2597000	13	1350000	11	49	40
専門的職業従事者	2125000	10	1570000	13	35	45
個人家庭の家事使用人	2110000	10	2100000	18	99	94
販売従事者	1480000	7	830000	7	37	28
農業従事者	1031000	5	690000	6	16	8
管理職、公務員、事業主	932000	5	450000	4	15	12
技能者	253000	1	110000	1	3	2
専業主婦 (職業を除く)	93000		100000	1	3	3

人口調査局

働く人の中にしめる婦人の割合は職種によつて非常にちがいます。たとえば、事務員では三分の二、サービス職業（個人家庭の家事使用人を除く）では二分の一、専門的職業と販売店員では三分の一、機械作業員では四分の二、余が婦人です。また個人家庭の家事使用人はほとんど全部が婦人ですが、管理的職業や技能的職業では婦人の割合は非常に小さくなっています。一九四〇年からのうごきをみますと、労働力中にしめる婦人の割合も大部分の職業グループで高まってきました。最も大きな上昇のみられたのはやはり事務従事者で、一九四〇年には労働力中二分の一であつたのが、一九五六年には三分の二に及んでいます。たゞ一つ、専門的職業においては、婦人の割合が一九四〇年の四五%から一九五六年の三五%に低下しています。教の上では五〇万人余増加しているのですが、男子の増加が女子よりもいっそういちじるしかったため、女子の割合が相対的に低まつた結果になっています。その理由としては、若くて結婚してしまう婦人が多いこと、専門的職業につくための時間と教育費を投じなくても専門的でない職業にかなりよい初任給で入れること、婦人の少い科学的職業が最近では重要性をよめていること、役員軍人の就職に大きな努力がはらわれていることなどが考えられます。

職業における婦人の地位の向上は、働く婦人ばかりでなく、教育者、婦人団体、その他多くの人の関心のまとなつていますが、現在、最も高い地位にあつて成功している婦人は相当の数のにのぼります。たとえば、管理者、事業経営者、専門的職業、官庁などに多くの例がみられます。しかし、そのような高級の地位や職業にしめる婦人の割合は、全般的職業にしめる婦人の割合よりもはるかに低いのがふつうです。

一九五〇年の国勢調査で、経営者又は管理者として分類されている婦人は約一〇〇万人です。一九四〇年に比べると、ほとんど二倍近い増加ですが、男女総数中にしめる婦人の割合は一〇分の一で、この割合は一九四〇年から変わりません。約一〇〇万の婦人のうち半分以上は経営者で、その多くはレストラン、食料品店、衣類装身具店の店主です。その他ストア、工場、サービス業の経営者もあり、保険不動産業の経営者なども数は少ないながら

年々増加しています。

やはり一九五〇年の国勢調査によると、専門的技術的職業につく婦人の五分の四までは七種類の職業に集中しています。そのうち最も多いのが教員で、二番目が看護婦、これについて音楽家および音楽教師、歯科医科技術者、会計士および会計検査官、社会事業員、図書館司書の順になっています。その他の婦人も飛行士、視力検定医、無線技術者、獣医等々、極めて広範用の分野にひろがっています。

一九四〇年から五〇年までの間に、婦人は非常に多くの職業でめだつた増加を示しています。会計士、会計検査官は一万八千人から五万六千人にふえていますし、工学技術などは、専門技術者への需要が増大しているために、八倍の六、五〇〇人にふえ、なお次々に新分野への雇用機会がひらかれています。

婦人の最も大きな専門的職業である教職では、高等教育の大部分も婦人が受持っているように考えられそうですが、事実とはそうではなく、小・中学校では婦人が教員の四分の三をしめています。学校管理者や大学教授では婦人の割合はずつと低くなっています。

全国婦人学校管理者協議会が一六四都市について調べたところによると（一九五〇年）、中学、高校の校長中、婦人は一〇分の一以下ですが、小学校長では婦人が半ば以上をしめています。

また全国教育協会が千近くの大学について調べたところによると（一九五二年）、女子の大学では四分の三、共学の大学では五分の一の管理的位置を婦人がしめています。女子の学生監はほとんど婦人であり、寮監、まかない長、司書も大部分が婦人です。その他、記録官、出納係、会計検査官、学生指導主事、保健、学生活動、教授法実習、卒業生との連絡等の仕事にも婦人は三分の一から二分の一の割合でたずさわっています。大学の理事會についていえば、女子の大学の一〇分の九、共学大学の三分の二が、理事會に婦人の理事をまじえています。婦人理事の数は共学の大学で理事数の一〇分の一弱、女子の大学で三分の二といた程度です。

連邦政府の行政部門には、何人かの婦人が責任ある高い地位についています。立法院にも一人の上院議員をふくめて、一七人の婦人議員が第八四議會に選出されており、婦人議員は二つの政黨にちようど等分に分れています。連邦政府の事務職員の三分の一は婦人ですが、政策を企画するような地位に選んでいる人はそう多くありません。

(2) 産業別にみた働く婦人

表3は一九五五年の産業別にみた働く婦人の現状を一九四〇年と比較したものです。一九五五年には働く婦人の三分の二近くが、製造業、小売業、専門的サービスの三産業に集まっていることがわかります。

(3) 働く婦人の年令

一九四〇年には、働く婦人のうち四五才以上の年長者は四分の一でしたが、一九五六年には三分の一をこえています。これはひとつには、人口構成の上で、年長者の割合がたかまつたためでもあります。もつと注目されるのは、やはり年輩の婦人の雇用がのびてきていることです。（表4）

働く婦人の年令構成は職種によつてかなり異なります。たとえば、管理的職業や農業従事者では、四五―六四才の年令層が特に高く、これと反対に、事務従事者では、若い年令層がずつと多くなっています。

働く婦人の平均年令（中位年令）は今世紀はじめには二六才でしたが、一九四〇年には三二才、一九五六年四月には三九・五才と次第にたかまつています。ひとつの大きな理由は、この間に児童の労働と就学に関する法律が施行されて、児童の働ける最低年令が高まつたことです。また第二次大戦中には、三〇代、四〇代の婦人が大量に働き出したため、一九四五年の働く婦人の平均年令は三四才になりましたが、戦後も経済の拡大ともなつて、多くの婦人が職業をつぎ、新しく職場にはいる年長の婦人もふえています。

この傾向は今後まだ一〇年間くらいはつづきそうです。なぜなら、現在二〇代の青年男女は、出生率の低下し

表3 産業別女子就業者数

1955年・1940年

	1955年 実数	男女総数中にしめる女子の割合		産業別分布	
		1955年	1940年	1955年	1940年
計	19,285,000	31.1%	26.1%	100%	100%
製造業	4,405,000	26	23	23	21
小売業	3,990,000	41	31	21	17
専門的及び類似サービス業	3,478,000	59	57	18	17
対個人サービス業	2,985,000	71	73	15	26
金融、保険、不動産業	940,000	42	33	5	4
農林業	931,000	15	6	5	5
公務	850,000	29	20	4	3
運輸通信業	753,000	17	12	4	3
卸売業	426,000	19	16	2	2
対事業所・修理サービス業	257,000	17	10	1	1
その他の産業	270,000	5	4	1	1

人口調査局

表4 14才以上女子人口および女子労働力人口の年令構成

1956年・1940年

	1956年		1940年	
	14才以上人口	労働力人口	14才以上人口	労働力人口
計	100%	100%	100%	100%
45才未満	59	63	66	66
14～24才	20	20	27	27
25～34才	20	20	21	21
35～44才	19	23	18	18
45才以上	40	37	34	34
45～54才	16	20	15	15
55～64才	12	13	10	10
65才以上	12	4	9	9

人口調査局

た一九三〇年代に生れた人々なので、今後数年間は若い労働力の不足がずっと見込だからです。しかし一九六六年頃には、戦後出生率の急昇した時期に生れた世代が労働市場に出てくるでしょう。そうすると、なにか別の要因がないかぎり、働く婦人の年令は低下の方向に向うかもしれません。

家庭の外に出て働く人の割合は、若い婦人一八才から二四才の年令層が最も高くなっています。家庭的責任の最も重くなる二五―三四才の年令層では、これが急激に低下し、三五―五四才の層になると、再び若い層にほぼ等しい割合を示しているのは、子供が手を離れる頃になると、再就職する婦人が多いためでしょう。(表5)

一九四〇年と一九五六年を比べてみて、まず目立つのは、三五―五六才の層に、働く婦人が非常にふえていることです。これは、停年になつて、社会保障による老令年金がもらえるようになるまでは、仕事をつづけ、独立した経済力をもとうとする婦人が多くなつたことを物語っています。

(4) 働く婦人の結婚状態

一四才以上の女子人口中にしめる未婚者の割合は、一九四〇年には二八%でしたが、一九五五年にはわずか一八%に低下しています。その結果、働く婦人の中にしめる未婚者の割合も当然、一九四〇年の二分の一弱から、一九五五年の四分の一へ低下しています。しかし、一〇才から六四才の年令層の未婚婦人中にしめる働く人の割合をみると、一九四〇年には七七%、一九五五年には七六

表5 年令階級別女子人口にしめる
女子労働力人口の割合

	1956年	1940年
14才~15才	9	2
16才~17才	27	14
18才~19才	46	43
20才~24才	45	48
25才~34才	35	36
35才~44才	43	29
45才~54才	45	24
55才~64才	37	18
65才以上	11	7

多く、驚くほど一定した線を保っています。

一四才以上の女子人口中、約三分の二は結婚して、夫と生活を共にしていますが、そのうち労働力人口は二八%で、未婚者や未亡人の労働力率(四六%、四〇%)よりもはるかに低くなっています。

一九四〇年から五五年までの配偶関係別の婦人のうごきを見ると、表6の通り、有夫の婦人の増加が非常にめだちます。

表6 配偶関係別女子労働力人口

	14才以上 女子労働力人口	1940年-1950年の増加		配偶関係別分布	
		数	増加率	1955年	1940年
計	20154000	6314000	46%	100%	100%
有夫者	5087000	1623000	24%	25%	48%
未婚者	10423000	6223000	148%	52%	30%
その他	4643000	1713000	58%	23%	21%

注) その他には離、死別、別居中のものを含む。

人口調査局

職業別分布は配偶関係によつて、かなり異なる特色がみられます。たとえば独身者の場合は事務従事者が非常に高率を占めていますが有夫者では、機械作業者もかなりの割合をしめ、その他の婦人（死別・離別・別居中のものを含む）では、サービス職業従事者が多くなっています。（表7）

表7 女子就業者の配偶関係別職業分布

	独身者	有夫者	その他
計	100%	100%	100%
事務従事者	40	25	20
専門的職業従事者	15	11	8
機械作業従事者	12	22	19
サービス職業（家事使用人を除く）	10	13	19
家事使用人	10	6	17
販売従事者	7	9	6
その他	6	14	11

賃 金

働く人の賃金は、技能、経験、能率等によつて左右され、また時には、労働市場の状況、地域、季節によつても

影響をうけますが、婦人の平均賃金が男子に比較して低いのは、それだけでは説明できません。

そのほかになぜ考えられるのは、婦人の間にパートタイム労働がかなり広く（女子就業者中二九%）普及していることです。つぎに考えられるのは、働く婦人が賃金の低い職種、その中でも低い賃金階級に集中していることです。これは婦人の職業教育が進むにつれて或程度解決されるでしょう。しかしその半面の理由は、やはり家庭に入るまでの数年間を働く人、したがって勤続年数が短く、昇進に必要な先任権を欠く人がかなり多いためです。

けれども、婦人が男子と同じような条件の下に机を並べて働いていても、男子と同じ賃金を受けていない場合があります。このような性に基く差別待遇を排除するために法律や労働協約や、社会教育を通して大きな努力がつけられていますが、まだ差別待遇が男女賃金差の一因となっていることは事実です。

つぎに婦人の多く働いている主な職業の賃金についてみましょう。

事務従事者

事務従事者は働く婦人の四分の一をしめていること、そして事務従事者の三分の二が婦人であることはさきに述べましたが、事務従事者の中でも婦人の多い職種は速記者、秘書、会計事務員、B級タイピスト等です。賃金は技能を必要とするものほどよく、事務関係に働く婦人が高給を望むには、まず速記を身につけ、それから秘書として必要な種々の技能を学ぶか、さもないければ専門の会計士をめざすかどちらかといわれています。（労働省労働統計局が大都市について調べた報告によると、秘書の週給は最高の都市平均が八二ドル、最低の都市平均が六三ドル、A級会計事務員の最高都市平均が七八ドル、最低都市平均が六〇・五ドルでした。）その他婦人の事務職種で給料の高いものは比較的婦人の少い簿記係、A級簿記機械オペレーター、技術速記者などです。

最も給料の低いのはB級書類整理事務員とB級タイピストです。B級にはまだ経験の少い新入者がたくさん含まれています。（B級書類整理事務員の週給は最高の都市平均が四九ドル、最低都市平均四〇・五ドル、B級タイ

ピストは最高都市平均五三・五ドル、最低都市平均四三・五ドル)

教員

専門的職業についている婦人の五分の二は学校教員です。教員の給与は地域によつてちがひ、また小、中、高校の種別によつてちがひますが、一九五四―五五年にわたる一学年間に、人口五〇万人以上の地区の平均は小学校が五、一一〇ドル、中学校が四、九三ドル、高等学校が五、八六四ドル、人口二、五〇〇―五、〇〇〇人の小町村では、小学校が三、四六五ドル、中学校が三、五七九ドル、高校が三、八四八ドルで、大体人口の多い地区は少い地区よりも給与が高く、また小学校よりは中学校、中学校よりは高校の給与が高いようです。(米国教育協会調査)性別の数字はありませんが、教員の給与は、教授科目による差はあつても、性別による差はほとんどありません。最近では、学校の種別による差をなくした一本の給与体系をとる地域がふえてきています。これによると小、中、高校の教員の給与差が少くなり、同じ教育程度と経験をもつ教員には同じ給与体系が適用されるわけです。

看護婦

看護婦は専門的職業につく婦人の五分の一をしめる二番目に大きなグループです。看護婦の約半数は病院等の施設に勤めており、その他少数の人が公衆衛生、教育、管理の面に、あるいは事業場に雇われて働いています。病院看護婦の初任給は一九五五年平均三、〇三六です。(アメリカ病院協会調査)この金額は現金給与のみでなく、室代、食費、洗濯代等を換算したものを含みます。

事業場に勤める看護婦の給与は、労働統計局が一九五四年秋から一九五五年春にかけて全国一七都市について調べたところによると、一週六七ドルから八〇・五ドルとなつています。これは年額になおして三、四八四ドルから四、一八六ドルになります。事業場に勤務する看護婦の給与を、他の専門的技術的職業に比較すると、看護婦の給与は平均して上級製図工より低く、六都市においては初給製図工の給与よりも低くなつています。そこで看護婦の

団体は、仕事と生活費にもとづく看護婦の標準給与を設けるよう努力しています。

電話交換手

電話交換手もホワイトカラー職業中大きなグループで、一九五〇年には九五%を婦人がしめています。労働統計局の調べによれば、一九五四年にA級電話会社に雇用される一七万五千人の女子熟練交換手の平均賃金は時給一・四四ドルです。これは一週四〇時間として五七・六ドル、一年五二週をフルに働いたとして三、〇〇〇ドル弱になります。熟練交換手の賃金を他の職種と比べてみますと、管理的職種を除いた販売従事者や事務従事者の賃金のほうが熟練交換手の賃金より四分の一余り高くなつています。

図書館司書

図書館司書もホワイトカラー中大きなグループであり、その一〇分の九は婦人によつてしめられています。図書館協会の調べによれば、一九五四年の図書館学校出身者の平均初任給は三、六五〇ドルです。大学の図書館長になると学校によつて四、二〇〇ドルから八、八〇〇ドルくらいまでの間になつています。

工場労働者

一口に工場労働者の賃金といっても、そのなかには非常に広範囲の職種がふくまれ、また技能の程度、賃金体系、労働時間、地方の賃金水準や慣行にも大きな差があります。工場労働者の賃金は多くの場合時間給または出来高給によつて支払われており、時には生産高や販売高をたかめるために、特別手当を出すこともあります。女子工場労働者の賃金について、全米を通じての定期的な調査は行われていませんが、一九五四年春の最も新しい調べでは、女子の時給の中間額は一・二八ドルとなつています。これは一週四〇時間労働として、週額五一・二ドルに当ります。男子の中間額は時給一・八ドル、週額になおして七二ドルです。時給一・五ドル以上をとつている人は、女子の四分の一、男子の四分の三、時給二・一ドル以上をとつている人は女子の三%、男子の二四%、逆に時給一

ドル以下の人は、女子の二三%、男子の六%です。しかしこの調査は、一九五六年春に公正労働基準法によつて、週四〇時間労働に対する最低賃金を時間当り一ドルと定める以前に行われたもので、この規定が施行されてからはまだ全般的な調査がなされていません。

産業別の賃金調査としては、労働省労働統計局で行つたものがありますが、そのなかから婦人の比較的多い産業をあげてみますと表8のようになります。この金額は平均一時間当りきまつて支払われる賃金額で、超過勤務等の特別手当は勘定に入れてありません。

表8 製造業における1時間当り賃金

	労働者数		時間当り賃金	
	女	男	女	男
履 其 (1955)	28032	5987	1.17 円	1.20 円
縫製業 (1954)	133033	196781	1.14	1.21
印刷製版 (1954)	79765	8762	1.07	1.30
合成繊維 (1954)	39509	48775	1.19	1.32
家 具 (1954)	25426	14514	1.26	1.43
皮革めし、仕上げ (1954)	3519	30565	1.43	1.72

労働省労働統計局調

このなかで賃金の高いのは家具と皮革加工ですが、これらの業種では女子のしめる割合が小さく、男女の賃金にはかなりの差があります。反対に煙草製造や繊維紡染では女子が大きな割合をしめ、男女の賃金差もごく僅かなものとなっています。男子被服製造業も女子が大きな割合をしめる業種ですが、男子の賃金が女子に比べてかなり高いのは、男子の従事している裁断が女子の多い縫製やアクセサリーの仕事より熟練を要する仕事だからです。

洗濯業従事者

一九五〇年の人口調査では、洗濯業に働く婦人は二八万八千人で、洗濯業従事者の三分の二をしめています。

洗濯業中婦人が多く、男子の少い職種は、平のし機械仕上工、シャツ機械プレス工、注文受付係、しるし付係等で、ドライクリーニングの機械プレス工には男女両方が働いています。労働統計局が米国の二九地域について調べた洗濯業従事者の賃金（一九五五年）は、最高の地域の平均が一時間当り女一・三三ドル、男一・八四ドル、最低の地域の平均が、女〇・五七ドル、男〇・七七ドルとなっています。

つきそい看護婦

つきそい看護婦の九五%は婦人で、その数は一九五〇年に一三万人に及びます。米国病院協会の一九五五年の調べによると、つきそい看護婦の賃金は、平均月額一七七ドルで、年額になおすと、二、一二四ドルくらいになります。これは現金給与ばかりではなく、宿舍費、食費、洗濯代を換算した金額を含めたものです。

ビル清掃人

一九五〇年に、女子の清掃人、雑役婦は七万二千人余で、総数中六〇%をしめています。そのうち二四都市のビルに働く女子清掃人二万五千人について一九五五年の賃金を調べたところ、時給一・三ドル以上をとっている人が三分の二余、一・一ドル以下の人が約三分の一でした。各都市の平均は一・五七ドルから五六セントまでの間にわたっていますが、これは一週四〇時間として週額になおすと、六二・八ドルから二二・四ドルとなります。

エレベーター係

一九五〇年に、女子のエレベーター係は二万七千人で、総数の三分の一をしめています。

代表的な都市のオフィス、ビルディング、およびホテルに働くエレベーター係について、一九五五年の賃金を調べたところ、約半数の女子エレベーター係が時給一・二ドル以上をとっていました。オフィス、ビルでは五分の一角が一・四ドル以上をとっていますが、ホテルではそれだけとる婦人はいません。逆に九〇セント以下の婦人はオフィス、ビルでは五分の一ですがホテルでは三分の一となっています。

男女のビル、エレベーター係の賃金について調査の行われた二十都市中三都市では、女子の一時間当り平均賃金は男子と等しく、その他の都市では、一つの例外を除いて、男子の賃金は女子よりも高くなっています。

男女のホテル、エレベーター係の賃金が調査された二都市中、女子の平均賃金が男子より低いのは二都市だけで、女子の賃金が男子よりも高いところが六都市ありました。

United States Department of Labor, Women's Bureau: 1956 Handbook
of Women Workers

米国労働省婦人局「一九五六年 婦人労働ハンドブック」より

英国

一九五四年十二月末

英国で軍務以外の産業に雇用されている人は男女あわせて約二、二七五万人ですが、そのうち婦人は七七五万人（三四％）です。産業別にみると労働者中婦人の割合はつぎのようになります。

製造業	1/3
農業	1/10
運輸通信業	1/7
公務	1/3

販売業や各種サービス業（たとえば娯楽、飲食、洗濯、整髪、家事サービス等）には、婦人は男子よりもむしろ多く働いていますが、鉱業、採石業、建設業やガス、電気、水道等の公共事業においては、婦人の割合はごくわずかです。また製造業や専門的サービス業関係の事業場に働く婦人の多くは実際には事務員やタイピストとして働いている場合が多いのです。一九五一年の国勢調査ではタイプをふくむ事務職に従事する婦人は約一五〇万人でした。（男子は一〇〇万人足らず）

雇用されている婦人を大きく年令別にみるとつぎのようになっています。

20才未満	135万人
20～29才	175万人

30~39才	25万人
40~49才	150万人
50~59才	100万人
60才以上	30万人

外に働きに出る婦人の割合は、二〇才未満の未婚者が最も高く、一般に年長の婦人よりも若い婦人、既婚者よりも未婚者が高くなっています。しかし収入をとまらう仕事を求める既婚婦人は最近数十年間になりに増加しており、一九五一年の国勢調査では、パートタイムをふくめた収入をとまらう職業に従事する既婚婦人の数は二六〇万にのぼり、既婚婦人総数中二一・一——一九三一年には一〇・五であった——をしめていました。年長婦人の雇用ののびもいちじるしく、一九五三年は一九五〇年に比べて、四〇才以上の婦人雇用者は二九万人増加しています。

次に働く婦人を産業別、職業別にもう少しくわしくみましょう。

工業

一九五四年軍需以外の産業に働く婦人中三〇〇万人余は製造業に工員や事務員として雇用されていました。そのうち最も多いのが繊維産業の五七万人、これについて衣類の四六万八千人、機械、造船、電気器具の四五万三千人、飲食品、煙草の三九万二千人、紙及び印刷の二〇万人、車輛の十七万六千人、化学製品及び類似品一四万八千人、非金屬製品八万三千人、金属工業六万九千人、その他の金属製品一八万九千人、木材及びキルク製造六万五千人、精密機械宝石類五万五千人となっています。工業では高度の熟練を要する仕事はほとんど男子にしかめられ、大部分の重労働も男子に委ねられていますが、繊維産業や陶器工業では、婦人の伝統的技術が重要な役割

をもつています。

工業に働く婦人の賃金は、一般に仲間の男子より少く、一九五四年一〇月について、全製造業およびいくつかの主な非製造業に働く男女労働者の賃金を比べてみますと、一八才以上の女子の賃金が五ポンド・八シリング・二ペンスであるのに対して、二一才以上の男子の賃金は一〇ポンド・四シリング・五ペンスとなっています。これは婦人の多くが男子と異なる仕事についていて、しかもその仕事の不熟練又は半熟練の仕事である場合が多いからです。圧倒的に男子の多い職種に少数の婦人が雇用されている場合には、婦人も男子と同率の賃金をえていることもありますが、男女とも多数雇用されている場合には、婦人はふつう男子より低い賃金をうけています。

労働時間についてみますと、一九五四年一〇月、全製造業および主要非製造業に働く一八才以上の婦人労働者の平均労働時間は一週四一・九時間でした。

農業

英国で農業に従事する婦人は比較的少く、一九五四年二月、農場に雇用されている婦人は一一万七千人でした。このうち三万一千人は臨時やパートタイムの労働者です。たゞしこのなかには夫の協力者として酪農や家畜の飼育にたずさわる農夫の妻はふくまれていません。

農業に関心をもつ婦人は、しばしば大学、州農業学校その他の高等教育に設けられている農業、園芸の種々の分野の専門課程をとります。

商業

商社で働く秘書、速記者、書類整理員、電話交換手の大多数は婦人です。しかし婦人が大きな会社の専務取締役

役や重役会のメンバーになることは稀です。同様に、婦人の元子は少くとも男子と同じくらいおり、かなりの数の婦人がマネジャーや仕入主任となつてはいても、大きな百貨店の最高の地位に達する婦人はほとんどありません。それは、商業に入る女子が、何年も経験をつむ前に結婚してしまう傾向があり、結婚後は、その職業をつとめてゆくために時間と精力を費すことができないか、またはそれを望まないためです。そこで多くの経営者は女子を最高の管理、執行の地位につくように訓練することは不経済だと考えています。

しかし婦人は商業界でも少しづつ前進しています。年ごとに、人事部長、小商会の支配人、または小会社の専務のような責任ある地位に任ぜられる婦人が増加しています。また自分で小さい店を経営する婦人（特に年長婦人）もふえてきています。

専門的職業

婦人が最も多い専門的職業は看護と教育です。医療の補助業務（たとえば放射線写真術、物理療法、作業療法等）、施設管理、大規模の賭（ホテル賭以外の）、専門的社會事業、高地位の公務等にも多数の婦人が働いています。図書館司書、広告業に働く婦人もかなりの割合をしていますが、これよりやや少く、医療、歯科、薬剤、法律、会計、建築、土木、測量、土地管理等に働く婦人はいつも少数です。医療の分野を除いては、婦人が早く結婚してしまうかもしれない可能性をもっていることは、婦人がその職業で最高の地位に達するに必要な實際的経験を身につけることを困難にしています。なぜなら、専門的技術を必要とする会社では、ほんとうに役にたつ仕事ができるようになったとたんにやめてしまうかもしれない婦人を幹部職員として採用することを好まないからです。しかし今日では、結婚後も職業をつとめる婦人がますますふえており、これはしまいには一般の慣習を変えてしまうでしょう。

(1) 看護婦、助産婦

一九五四年に全日制の看護に従事している看護人は一五万八千人ですが、そのうち婦人は一四万人でした。また、国家保健事業（National Health Service）に全日制で雇用されている助産婦および助産婦見習は一万一千人ですが、この事業には三万二千人余の看護婦と、一、三〇〇人の助産婦がパートタイムで働いています。有資格の看護婦および助産婦の大多数は国家保健事業の病院で働いています。その他の者は地看護婦、開業助産婦、巡回健康相談、学校看護婦、工場看護婦として、あるいは子供の家や保育所に働いています。看護婦としての訓練を志望する者は一八才以上でなければならず、またすでに相当の一般教育を受けていなければなりません。

国の登録看護婦になりたいと思う者は、認可された養成病院の三年間の訓練課程をとります。国の登録看護婦を志す者には、もつと簡単な二年間の課程があります。精神病や精神薄弱の看護、結核の看護、助産婦、あるいは巡回健康相談に従事したいと思う者には専門の訓練が設けられています。一般課程の看護見習生は訓練手当を一年目に二四〇ポンド、二年目に二五〇ポンド、三年目に二六五ポンドを受けます。また予備試験を通ると五ポンドの現金を受けられます。そしてこの中から年一一三ポンドが寄宿費として差引かれます。国の登録看護婦は年に三四五・四四五ポンド、正看護婦は三八五・四八五ポンド、病棟看護婦は四五〇・一五七五ポンド、婦長は状況に応じて五四〇・一、一九五ポンドの報酬をうけます。精神病および精神薄弱の病院ではこれよりもふつう年に四五ポンド高くなります。そしてこの中から居住地に応じて適當の寄宿費がさしひかれます。

(2) 教員

一九五四年に、英国には、公立または公の補助をうけている学校その他の教育施設に二九万人の教員がい

ますが、その中一七万五千人(六〇%)は婦人です。このように女子教員が多いのは、七才以下の子供のすべて、そして一才以下の子供の大部分が女子教員に教わっているためです。しかし中学校においては男子の教員が女子教員をわずかながら上廻っており、教員数に対する校長の割合も男子が女子より多くなっています。

公立学校および大部分の私立学校における給料はバーナム方式によつて支払われます。これによると、学位や特別の責任をもたない新規に資格をえた補助女教員の基本給は年四〇五ポンドで、年五八〇ポンドまで年々昇給してゆきます。学位といったような学問的資格に対して、あるいは校長とか、その他特別の責任をもっている教員に対しては手当が附加されます。

英国には多数の婦人の大学教授があり、また講師、実験助手、個人指導教師等の大学教授陣のメンバーとして任命されている婦人もたくさんいます。オックスフォード、ケンブリッジの女子大学の教授は全部婦人です。

(3) 国家公務員・地方公務員

一九五四年九月、国家公務員総数の三分の一に当る約二二万人の婦人が非現業の公務についていました。そのうちわけは、管理職(国内勤務)に一九四人、一般及び各省の行政職に二一、〇〇〇人、書記職に四九、五〇〇人、タイピストに二八、五〇〇人となっていました。

又同じ時に、約六八万人の婦人が(男女合計二四二万一千人のうち)、二二万七千人のパートタイムをふくめて、地方官庁に働いていました。

(4) 医師及びその補助的職業

一九五三年二月三日の英国医師緊急登録によれば、五八、六〇〇人のうち、一〇、九〇〇人は婦人です。つまり、一般開業医、立会医師、病院や大学の医師や教授、公衆衛生官、政府及び固有産業における医師をあわせて、医師の一九%を婦人がしめているわけです。婦人の歯科医は千人余で、歯科医師会に登録されている有資格者の七、四%ですが、その数は着実に増加しています。

その他医学に関係ある職業で婦人は次のような割合をしめています。

検眼師の七%。斜視矯正師のすべて。有資格栄養師(六〇〇人)のすべて。公認物理療法師協会に登録されている一万六千人の物理療法師のうち一万五千人。六千人の登録と線写真技術師のうち四千。有資格の筋肉障害並びに言語障害治療師のほとんどすべて。足まめ治療師の五〇%。薬剤師の一六%。医学研究所技師の相当部分。

(5) 社会事業

いろいろの社会事業に婦人は男子よりも多く働いています。例をあげてみますと、

児童福祉司

道徳指導員

慈善物資配分係

精神病理的社会事業員

家族問題指導員

住宅管理員

結核看護員

保護観察官

人事指導員

青年指導員

の大部分が女子。

は男女ほぼ同数。

となつています。

このような職業に婦人が多いのは、社会事業の大部分が、過去において余暇をもつ婦人が、その時間と関心をふりむけて、自発的な奉仕をしたことから発展し、閑のなくなつた現在でも、その関心と貢献はつゞけられているといふことで、ある程度説明できるでしょう。そのうえ、社会事業を志す者は、今日では大学の社会科学課程をおえ、さらに専門の訓練を経なければならぬにもかゝらず、その給料が有能な男子をひきつけるほど十分でないということにもよるでしょう。

(6) 法律

イングランドおよびウェールズの法廷弁護士中、婦人は三強（六八名）をしめています。また一九五四年に事務弁護士（法廷弁護士と訴訟依頼人との仲になつて訴訟事務を取扱う下級の弁護士）として認められている四万三千人のうち、婦人は四八五人でしたが、そのうち実際に開業しているのは二七五人です。

(7) ジャーナリズム

一九五四年末、全国ジャーナリスト組合の会員一二、五八四人のうち九五〇人は婦人でした。その多くは婦人雑誌の執筆にたずさわりその内容はとくに婦人の関心ある題目——育児、服装や室内装飾の流行、美容、料理、裁縫、家事等にむけられています。このように純粋に女性的な分野のほかには、編集者の地位についている婦人はわずかしかなかった。しかし、二人の編集者、一人の編集補助者、二人の写真編集者が全国的な雑誌の編集陣におり、「チャーチ・タイムズ」「タイム・アンド・タイド」の編集者は婦人です。またいくつかの新聞社や雑誌社は、映画批評家、書評家として婦人を用いています。そしてどの新聞、雑誌社にも婦人の職員がたくさん

います。

(8) 放送

BBC（英国放送協会）の職員一三、四七九人のうち、五、五五〇人は婦人です。この中には、事務職員、若干のプロデューサー、ニースリポーター、台本作成者、スタジオ監督、モニター、教育係、調査係、女の課長二人（問い合わせと、レコード番号の二課）、国内放送の談話監督一人、テレビ部の上級職員三人（一人は子供向番組の長）がふくまれています。BBC、スコットランド放送協会、ウェールズ放送協会にはそれぞれ一人ずつ婦人の理事がいます。またBBCの諮問委員会には六人の婦人の委員がいますし、その他の宗教放送、教育放送等の諮問機関にも同様に一対八の割合で婦人の委員が出ています。

(9) 広告

大部分の広告社が、複写やデザインの部門に婦人を雇用しています。二つの広告社には婦人の取締役がおり、いくつかの会社では重役会に婦人が加つています。

(10) 図書館司書

英国の有資格図書館司書の約半数は婦人です。（図書館司書は特別の訓練課程をうけなければならない、また大学卒業生がおもです。）

(11) 施設管理

施設管理協会々員三千人のほとんどは婦人です。また教育を終えて、学費に地位を得ている学生の間にも

婦人です。小さいホテルの支配人になる婦人もたくさんいます。

(12) 芸術

婦人の職業芸術家はたくさんいますが、その中とくに近代詩人、小説家、劇作家、ピアニスト、女優、舞踊家の中には世界的に有名な人がいます。しかし画家、彫刻家、建築家として最高の地位にある婦人はそれよりも少く、婦人の作曲家も比較的稀です。

(13) 教会

パプタイスト、ユニテリアン、組合自由教会派、スコットランド連合自由教会等の教会においては婦人が牧師になることが認められています。教世軍およびフレンド協会でも婦人は男子と同等の立場にたち、イングランド、スコットランドの国教々会でも婦人は伝道師、助祭、修道士として働くことができます。アングリカンやローマン・カソリックの尼僧もいます。

(14) 科学及び工学

多数の婦人が、種々の科学、工学関係の職業に進出し、その数は増加しています。政府の施設や民間産業の調査や実験に多くの婦人科学者が従事していますし、電気工学の工学調査や、航空その他の工学施設のデザイン部門に働く婦人技師も相当います。

(15) 警察官

一九五四年二月、英国全体に約二千人の婦人警官がいます。イングランドとウェールズでは二〇一三五才、スコットランドでは二〇一三〇才までの婦人に対して警察官への道がひらかれており、資格としては男子と同

じものが要求されます。つまり志願者はりっぱな性格と体格。(婦人警官の身長は五フィート四インチ以上)をもち、認められた教育水準に達していなければなりません。

婦人警官は男子と同じ隊に属し、位も同等で、同じ訓練に従います。しかし、二、三の大きな隊では、婦人警官だけの管理と訓練の責任者があり、男子の上官に対して責任を負っています。婦人警官の勤務規定は男子とは多少異なり、義務も男子と同じですが、婦人警官はとくに、男子よりも婦人に適した仕事——たとえば、暴行された婦女子から陳述書をとるとか、転落の危機にある少女の捕縛にあたるとかいった仕事に重用されています。婦人警官の給料は、同じ位の男子よりわずかに低くなっています。

(16) 軍隊

一九五四年二月、軍隊の現役にある婦人は、二一、〇〇〇人でした。英国海軍、陸軍、空軍はそれぞれ婦人部隊をもっています。これらの部隊は英国軍の恒久的な、しかも欠くべからざる一部をなしていて、その将校は女王から直接位を授与されます。そして軍隊にいる婦人は広範囲にわたって、熟練を要する職務、専門的な職務を遂行しています。

軍隊の中の看護は、アレキサンドラ女王看護隊によって行われ、それは正規軍の一部隊となっています。

労働組合

婦人労働者の問題に関心の深い個々の労組においても、また英国労働組合会議(TUC)においても、婦人は役員になったり、組合代表として、外部団体との会議に出たりすることが出来ます。

英国の労働組合の最上級団体であるTUCの理事会には常時少くとも二人の婦人のメンバーがいます。そして一九二四年にはマーガレット・ボンドフィールド女史が、一九四二—三年にはアン・ローリン女史が、一九四六—四七年にはフロレンス・ハンコック女史が議長の席についています。ローリン女史とハンコック女史は、TUCの定期大会の議長もつとめています。婦人の問題に関心の深い労働組合には諮問委員会が附設されていますが、この委員会は、TUC理事会のメンバーと定期的に会合をもち、TUCの婦人部と協力して、婦人の雇用に関するあらゆる産業問題の監視を行います。

労働省婦人少年局発行「世界の婦人たち」——英国——より

抜本したもので、原文は

Central Office of Information: Women in Britain

英国政府中央情報局「英国の婦人」です。

カナダ

一九〇一年以来、生産労働に従事する婦人の数は五倍に増加し、労働力の中にしめる婦人の割合は倍に上昇しています。そして今日カナダでは十四才以上の婦人の四分の一、つまり一二三万五千人の婦人が働いており、全労働人口の二三%をしめているわけです。これらの婦人の働きはカナダの経済の発展に欠くことのできない役割をもち国民の福祉としつかりとむすびついています。

女子労働力人口中、三分の一は既婚の婦人です。また一九五四年の女子労働力人口中、五分の一は四五才から六四才の年長の婦人です。

次のリストは婦人の職業分布を示したのですが、事務やサービス業にかなり多くの婦人の集中しているのがみられます。

職業	割合
事務	27.7%
サービス業	21.0%
H	14.8%
製造業	14.3%
建設業	10.3%
運輸業	3.2%
農業	2.8%

通	信	2・7%
建設	・ 運 輸	0・3%
無	技能労働者	1・8%
不	明	1・1%
計		100・0%

また一九四一年から一九五一年までの十年間の女子労働力人口の増加を、配偶関係別にみると次のようになっています。

未婚者	9%増
有夫者	308%増
未亡人	13%増

この十年間の女子労働力人口の増加を年齢階級別にみると次の通りです。

14才以下	19才	30%増
20才以下	24才	20%増
25才以下	34才	21%増
35才以下	44才	88%増
45才以下	54才	85%増
55才以下	64才	65%増
65才以上		31%増

（資料は、インド人口調査報告書より）

印 度

就業状態

一九五一年の人口調査によると、カシミール州を除いた印度の総人口は三億五、六六〇万人、そのうち女子二億七、三四〇万人です。印度では総人口の約七〇%は農業にたよって生活しています。おおよそには印度の人口の経済活動状況をみると表1のようになります。

表 1 経済活動状況別人口

	農 業		非 農 業		計	
	男	女	男	女	男	女
生計支持者	5850万人	1250万人	2870万人	470万人	8720万人	1720万人
働いている家族	1,050	2060	290	390	1340	2450
働いていない家族	5720	8980	2540	4190	8260	13,170
計	1,2620	1,2290	5700	5,050	13,320	17,340

女子総人口のうち、一五才以下の者は約六五六〇万人、一五才以上の者は約一、四四〇万人ですから、一五才から

五才までの就業年令にある者は、九・三〇〇万人と考えられます。表の女子生計支持者は、一五才―五才の女子人口の一八・五％、働いている女子家族は二六・三％にあたります。

また表の農業人口中、約三分の二は自家の所有地（全部または大部分）を耕作している家族です。約八分の一は自家のものでない土地（全部又は大部分）を耕している人々であり、一八％は他人に雇われて働く農耕労働者とその家族、そして二％が自ら耕作していない地主とその家族です。

非農業における女子の生計支持者は四四〇万人（男子は二、八〇〇万人）で、生計支持者全体の約八分の一にあたります。そのうち過半数は単独業主、四三％が雇用者ですが、使用者となつてゐる者も八万人近くおり、その大部分は商業と製造業です（表2）

表2 非農業における女子生計支持者の職業別雇用状況

	使用種		雇用者		単独業主	
	男	女	男	女	男	女
第一次産業	42066	4962	849437	408850	953152	147481
鉱業・採石業	5510	426	362823	82290	96634	19187
製造業	281937	21198	8164216	315775	4632120	761022
建設業	29488	2072	598545	114658	687882	153081
商業	472943	30732	1086598	48288	3779802	482955
運輸・通信・倉庫業	33690	3606	1254416	36557	550901	22801
保健、教育、公務	20100	2608	2798285	234129	199459	35746
その他	139806	13755	2801264	644870	3151127	792903
計	1025540	79089	12915884	1880417	14051077	2415176

女子雇用者の多い産業は第一次産業（茶、ゴム等の農場をふくむ）、製造業、保健、教育、公務等です。また雇用者中にしめる女子の割合からみると、第一次産業は三分の一、鉱業採石業は五分の一、建設業は七分の一となつてゐます。単独で生業を営む婦人の数は商業をはじめ、各種の産業で女子雇用者の数よりも多くなつてゐます。

働く婦人の数については、人口調査のほかにも、業種によつていくつかの統計資料がありますので、つぎにそれから印度の働く婦人の実情をもうすこし詳しくみてみましょう。

工場労働者

一九五一年、工場法の適用をうける工場には二四七万余の成年労働者が雇用されていますが、そのうち女子は二八万余で、一一・四％にあたります。女子労働者の多いのはやはり繊維産業（綿、ジニート麻、毛、絹、紡績モリヤス製品）で、約一〇万人、女子労働者中三分の一余をしめています。これについて食料品（米、粉、茶、油等をふくむ）に、五万七千人、煙草に四万二千人、また労働者中女子の割合の多い業種は、繊維プレス（四一・四％）、煙草（三六・三％）、ついで食料品（一七・七％）、非金屬鉱物製品製造（一六・九％）、化学工業（一三・七％）、繊維産業（九・七％）、その他表3のようになっています。

工場に働く婦人はたいてい特に技能を要する職種とか、自分の適性にあつた職種とかいうものにはついていません。たとえば、繊維産業では、女子の職種は長い間綿工業の糸まきや、ジニート麻工業、粗紡部門の単純な作業などに限られていたため、これらの職種は「女の仕事」といわれるようになり、男子がこれにつくことは感難にかゝわるとさえ考えられていたにどです。

製茶業にも多数の婦人が働いており、婦人は労働者の四分の一をしめています。婦人の仕事はおもに工場のおちこちを、茶の葉を運ぶ仕事と、でき上つた、茶の中から柄やあらひ葉をよりわけける仕事です。精米業では婦人は三分の一をしめ、米や穀を運ぶ仕事、石、草、籾米をよりわけける仕事、機械に穂を入れる仕事、炊き上つた米

を乾燥する仕事にたずさわっています。

表3 工場に働く女子労働者数
(1951年)

	全 成 年 労働者	女 子 労働者	労働者中 女子の割合
綿・布・プレス	88899	36822	41.4%
食料品(飲料を除く)	318,458	56,516	17.7
飲料品	5,850	92	1.6
繊維製品	116,149	42,199	36.3
織物・衣服	1,036,249	100,097	9.7
木材・コル	9,800	74	0.8
家具・装飾品	23,293	1,716	7.4
紙・紙製品	6,146	86	1.4
印刷・出版	22,721	1,224	5.4
皮革・皮革製品	68,640	231	0.3
ゴム・化学製品	14,830	754	5.1
石油・石油製品	22,353	504	2.3
非金属製品	74,590	10,228	13.7
石油・石油製品	10,900	623	5.7
非金属材料	105,187	17,785	16.9
第一次金属工業	94,486	6,420	6.8
金属製品	53,944	881	1.6
機械器具	96,279	937	1.0
電気機械器具	28,744	655	2.3
輸送用設備	182,730	361	0.2
その他の製造業	62,237	3,113	5.0
電気・ガス・スチーム	21,654	184	0.8
その他の工場・事業場	9,539	217	2.3
計	24,741,151	2,817,199	11.4

ビデイ(葉で巻いた安い巻煙草)の製造においても、婦人は労働力の二八・九%をしめています。この産業は印度全土にひろがっており、工場ばかりでなく、家内労働によつてつくられています。ふつう巻煙草は家にいる婦人の手で裁断され、その後の加工は工場で行われますが、南印度では、ほとんどすべての加工が家内労働で行われ、業者の代理人が材料を家へ届けて、翌日製品を集める仕組みになっています。もう一つの大きな食料品工業、カシュ・ナット工業には四万の婦人が働いており、労働力九五%をしめています。こゝでは穀とり、皮むき、等級わけ、等主たる工程はすべて婦人の手で運ばれています。

最近二〇年間の統計をみると、女子工場労働者の数はやゝ増加していますが、工場労働者中にしめる女子の割合は、一九二七年の二六・九%から、一九五一年の一一・四%まで少しづつ低下しています。とくに綿紡績では女子労働者数は一九二七年の六万七千人弱から一九五〇年の五万三千人弱へ、労働者中女子のしめる割合は一九・四%から八・五%へとめだつた減少を示しています。これは主として綿紡績に交替制が導入されたためで、工場法によつて女子の夜業が制限されているので、従来女子の働いていた職場に男子がとつてかわつたことによるものであります。

鉱山・労働者

鉱山法の適用をうける鉱山には一九五二年約五六万人の労働者が働いており、その五分の一は婦人です。婦人の半分近くは炭鉱で働いていますが、炭鉱労働者中婦人の割合は、一五%にすぎず、聖母鉱山でも婦人の割合は一二%にすぎません。婦人の割合の比較的多いのはマンガン鉱山(四三%)鉄鉱山(三六%)です。一九一九年には、婦人は炭鉱労働者の三八%をしめていましたが、その後女子坑内労働者の数を漸減させるための規則が設けられ、一九三九年には女子の坑内労働が全く禁止されたため、労働者女子の割合は一%に激減しました。第二次大戦中には炭鉱労働力の不足が深刻になり、ふたたび女子の坑内労働を許さざるをえませんでした。戦后

はまた禁止され、現在婦人は地上の作業のみおもに荷担みに従事しています。

農場労働者

一九四九年、印度では、茶、コーヒー、ゴムの農場に、一日あたり一四万人の労働者が働いています。そのうち婦人がどれくらいいるかということは正確にはわかりませんが、だいたい五〇万人余、四六―七〇％程度であるかと推定されます。仕事が農作業的な性格をもっていること、そして家族単位の住み労働者の手で作業が行われていることが、女子労働力の比率を高くしている主な理由です。婦人は茶園では茶の葉をつみ、コーヒー園ではコーヒーの種子をつむほか、草とりなどの作業に従事しています。少数の婦人は、茶の木を枝おろしや、ゴムの幹に刻み目をつける作業などの半熟練労働についています。婦人の能率は、いくつかの職種では男子と同等であり、茶つみ等の作業では、男子より能率的だと考えられています。

その他の労働者

その他の産業で婦人を多く雇用しているのは建設業と公務です。正確な統計はありませんが、婦人は労働力の約四分の一をしめていると推定されます。また事務員等は求職者が余っているのに反し、看護婦、助産婦、医師、速記者、教師等は人手が不足しており、職業紹介機関が女子の就職あつせんについて困っている一つの問題は、女子が家を離れた土地に就職したがないこと、求職者が教師、看護婦等に必要教育を欠いていることだといわれます。

労働省は、職を求める婦人のために、絹物、手織、布の漂白染色、スポーツ用具製作、速記、洋服仕立、菓子製造、果物野菜の貯蔵等の技術を授ける施設を設けています。

賃金

男女の賃金水準を知るに必要な統計は、いまのところまだ十分にとられておりません。しかし今ある資料から、大体的なところを次にまとめてみましょう。

工場労働者

表4は、いくつかの製造業について、一九四九年の賃金を示したものです。男女の賃金にはかなりの差がありますが、これは必ずしも男女の賃金率の差によるものではなく、女子が低賃金の不熟練労働に多いことによつています。

綿織物業においては、産業裁判所の裁定によつて、大部分の事業場の賃金水準が定められています。一カ月の最低賃金がボンベイ市では三〇ルピー、アーメダバード市では二八ルピー、西ベンゴール州では二〇ルピーというように、その他、生計費指数に結びついた物価手当がナグプア市の四二ルピーからアーメダバード市の七五ルピー（一九五三年六月）まで、さまざまな額で支給されています。西ベンゴール州を除けば、性別によつて、賃金率に差をつけているところはありません。西ベンゴール州では、婦人は男子の四分の三の率で、賃金、手当の支払を受けています。もつともジュート麻工業で、そのような差別はしていません。

綿織物業のような主要産業では、近年、きまつた賃金や手当のほか、年一回の賞与を出すのがしきりになっています。その額は年により、企業によつて異なりますが、一例をあげれば、ボンベイ市の綿織物業では、全労働者に賃金の二―三カ月分を賞与として支払うのがふつうになっています。

いくつかの苦行産業については、最近最低賃金法によつて、最低賃金が定められました。最低賃金は産業により、土地によつて異なりますが、たいがいの場合、男女同額です。

鉱山労働者

現在炭鉱における賃金は、たいがい基準がきまつています。出来高給の場合は、男女の賃金基準に差はありません。

表 4 製造業における平均賃金

	平均年給		平均時給	
	男	女	男	女
綿 紡	ルビー 1206	ルビー 930	0 8 4	0 6 5
シ ュ ー ト 麻 紡	824	658	0 6 4	0 5 0
土 木 工 業	923	549	0 6 5	0 3 9
鉄 鋼	1438	733	0 8 8	0 4 3
セ ン ソ ー ト	855	492	0 5 3	0 3 2
硝 子	619	320	0 4 6	0 2 5
陶 器	703	508	0 4 8	0 3 3
紙	877	536	0 5 4	0 3 6
パ ン ツ	788	320	0 5 7	0 2 4
化 学 工 業	852	595	0 5 10	0 3 10
植 物 油	578	200	0 3 2	0 1 9
米	287	166	0 4 11	0 2 2

註 177は $\frac{1}{16}$ ルビー、144は $\frac{1}{20}$ アナである。

せんが、時間給の場合は、ビハール州、西ベンゴール州で最低賃金が男女とも一日八アナと定められていますが、その他の地域では、男女に異なる賃率が設けられています。たとえば、マデイア プラデシユ州では男が八アナ、女が六アナ、アッサム州では男が八アナ、女が七アナ、ハイダラーバード州では男が一〇アナ、女が九アナというように。このほか炭坑労働者には、物価手当、食料、食糧等が支給されます。

ビハール州の雲母鉱山労働者の最低賃金は男女とも一日六アナで、これに物価手当がつきます。アンドラの雲母鉱では、不熟練地上労働者の標準賃金は一日一ルビーで、これに一月一九ルビーの物価手当が男女の別なくつけられます。

マデイア プラデシユ州のマンガン鉱山では男子の最低賃金が一〇ルビー二アナであるのに対して、女子の最低賃金は一四アナです。またマイソール州の金山では、不熟練の女子地上労働者の賃金が一四アナであるのに対して、男子地上労働者の賃金は一三アナです。

農場 (Plantation) 労働者

農場労働者の最低賃金も大多数の州できまっていますが、いずれの場合も時間給で、男女に異なる賃金が設けられています。たとえば大量の茶を生産するアッサム州では、女子の最低賃金は一四アナから一ルビー、男子は一五アナから一ルビー二アナとなっています。しかし、農場に働く婦人の大部分は出来高給で雇われています。出来高給では男女の差はないわけですから、男子より稼ぎ高の多い婦人も少くありません。農場の補助的な仕事—例えば除草やフォークシング(熊手等で乾草、たい肥を刺して運ぶ仕事)等では、婦人は男子よりも軽労働に従事しているので、賃率も男子より低く定められています。

農場労働者の平均賃金については十分な統計が得られませんが、一九四九年から五〇年にかけて、アッサム溪谷に働く労働者の賃金を調べた資料をみると、女子が一月平均一五ルビー二五アナ、男子が二二ルビー一二二

アナとなっています。これから欠勤による影響を除き、フルに働いたものとみなして計算してみますと、女子は一九ルピー八アナ、男子は二四ルピー九アナとなります。

公務従事者

都市の自治体に働く婦人は、掃除婦として雇われている人が多く、ふつう月給制で支払をうけています。給与額は労働手当その他をふくめて、クタック市の三四ルピーから、デリー市の八〇ルピーまで、都市によつてちがつています。

中央官庁に働く婦人は、政府で定めた基準によつて給与をうけ、最低の収入階級に属する人で、月三〇ルピーと、教師手当四〇ルピーをもらっています。

農耕労働者

農耕労働者の賃金は、労働省が行った最近の調査によると、かりいれの婦人労働者に支払われる日給が、ツインデイア、ブラデシニ地方では八・五アナ（男子は九アナ）パンジヤブ地方では三ルピー一二アナ（男子は四ルピー四アナ）と土地によつて非常にちがつています。既して南の州は北の州より賃金が安いようです。

むすび

婦人労働者の経済的、社会的地位に関する問題は、最近の印度労働会議でもとりあげられ、婦人労働問題は、今後ひきつづき、集中的に検討されなければならない問題であることが、全会一致で承認されました。そして、婦人なかでもとくに働く婦人の諸問題を特別に研究する機関を設置するという提議がなされましたが、これについては目下印度政府が検討中です。

印度政府は、働く婦人の問題については常に大きな関心を払い、その保護のために最善を尽くしてきました。しか

し印度には、保護法規のために婦人の雇用機会が狭まるようなことになつてはならないという考え方も一万にありますが、保護法規が婦人の雇用機会にどのような影響を与えているかを把握することは、実際には非常に難しい問題です。労働者中婦人のしめる比率が低下している現象もある部門においてはみられますが、働く婦人全体の数には全く減少はみられません。印度の婦人が従来から必要に迫られなければ働きたがらないことや、男子の中に膨大な余剰労働力のあることが、婦人がもつと職場に進出しない大きな理由でしょう。

印度共和国の憲法は、宗教、階級、信条、性の如何を問わず、すべての人に平等の権利と機会が与えられることを指導理念としています。現在印度はまだ同一賃金条約に批准するところまでいっていませんが、その方向に着々と進んでおり、この面で平等がうちたてられるのもそう遠いことではないでしょう。

International Labour Review Vol. LXX, No. 1 July 1954

Women's Employment in India, by N. K. Adyanthaya

国際労働評論 第七〇巻第一号 一九五四年七月

N. K. アジヤンサヤ「印度における婦人の雇用」より

スウェーデン

就業状態

スウェーデンの婦人の職業活動は、過去百年間の近代産業の発達とむすびついて進みました。一八六〇年代にギルドによる産業や技能の統制がはずされて、政治経済の自由主義時代をむかえましたが、婦人がはじめて職業の機会を得たのは民間産業ではなくて、公務の関係でした。たとえば一八五三年には、市立小学校に女子が男子教員と同じ権利と報酬をうける資格をもつて雇用されています。それは男女の平等のためというより財政的な必要から生じたことで、当時教員の給料が家族をもつ既婚男子の生計を支えるにたりなかつたためでしたが、しかし婦人が公立学校の教員としてうけいれたことは大きな進歩でした。一八五九年には女子教員を養成する大学もつくられています。

それから婦人の教育や職業訓練はかなり進みましたが、一八九〇年代の産業ブームが起るまでは、一般の婦人の雇用についてはそれほど大きな進歩はみられませんでした。

一九〇〇年になると収入をとまなう仕事についている婦人の数は一五万八千人となっています。(男子は一八〇万人)そのうち工場労働者は五万人強(一八八〇年代には六千人)、女子教員は一万二千人、病院看護婦は四千人弱でした。

第一次世界大戦以降、産業の進展にともなつて生産はいちじるしく向上しましたが、雇用の面はそれに比例してのびてはいません。一九二〇年から一九五〇年の間に、生産物は一七五二〇〇%もふえましたが、工業における雇用量は全体として三六%ふえただけで、女子工業労働者も一九二〇年の一四万三千人が、一九五〇年には一

九万六千人となつた程度です。

つきに主な産業について、収入をとらなる職業についている婦人の数の推移をみると表1のようになります。
(年により業種の定義がらうので、正確な比較はできません。なおスウェーデンの総人口は一九五〇年に七百万余人です)

表1 収入をとらなる職業についている人口数

(単位千人)

	1930年	1940年	1945年	1950年	1950年-50年の増減	
					人数	%
女子						
農業	657.3	701.1	693.5	759.3	+102.0	+15.5
工業	183.5	197.3	192.5	212.3	+28.8	+15.7
運輸通信	26.4	26.1	32.7	43.0	+20.6	+92.0
商業	152.4	188.6	199.4	229.1	+76.7	+50.3
公務	94.3	131.2	149.0	184.8	+90.5	+96.0
家事雇用者	204.7	157.9	119.9	60.1	-114.6	-55.9
男子						
農業	1,184.4	1,400.1	1,523.3	1,689.6	+505.2	+42.6
工業	737.9	872.9	942.8	1,054.0	+316.1	+42.8
運輸通信	169.2	175.4	189.7	207.6	+38.4	+22.5
商業	1,772.2	2,204	2,353	2,683	+91.1	+5.14
公務	1,001	1,314	1,555	1,597	+59.6	+5.95

(各年の人口調査より)

一九二〇年から一九五〇年までの間の働く婦人のうごきには次のような特長がみられます。

- (1) 農村から都市へ、農業労働から非農業労働への女子労働力の移動
- (2) 全日制家事使用人の減少
- (3) 小売業、事務、サービス業、専門的職業(社会福祉、病院、整髪、美容等)における女子雇用者のいちじるしい増加
- (4) 商業、公務のための職業教育をうける婦人の増加
- (5) 職業をつとめる既婚婦人の増加——とくに公務関係に多い。

一九三〇年から一九五〇年までの間についてみると、収入をとらなる職業についている人のうち、女子の比重はごくわずかながら低下しています。それは女子の家事使用人が減少したためと、工業の男子労働者が相対的に増加したためですが、通信業、商業、公務などでは、逆に女子の割合がかなり上昇しています。

また、女子雇用者(一九五〇年、七十三万七千人)について、産業別の分布状況をみると、表2のとおりであり伝統的な形がそのまゝつといていようです。つまり近代産業が発達する前の時代に、「女の仕事」であつた種類のものが、依然典型的な女子の仕事と考えられ、そこに働く婦人の集る傾向がみられます。むろん婦人の職業分野は次第にひろがる傾向がありますが、やはり、ドレスメーカー、パン屋、レストランや喫茶店の給仕人、整髪業の職業に多数の婦人が働いています。

表2

主要産業の女子雇用者数

工業及び手工業	1920年	1930年	1940年	1950年
労働者	134,000	143,000	141,000	148,000
（修給職員）	8,700	13,000	22,300	48,400
農業者	73,000	122,000	150,000	196,000
製造業	18,000	22,500	25,600	43,000
運輸業	59,000	83,000	122,000	164,000
公共事業	191,000	206,000	158,000	95,000

（注）家事使用人は全日制のみ。

パートタイム家事使用人の数は明かでないが、1950年には全日制家事使用人を超える
と推定される。

（単位：人口調査より）

女子の農業労働者と家事使用人は統計の比較上別に扱わなければなりませんが、一九〇〇年頃から、農村の若い女子が農業労働から他の職業へ流れ出してゆくために、農村は急激な人口減少に陥っています。一九五〇年の調査によっても、女子雇用者七万七千人中農業労働者はわずか二万二千人にすぎません。全日制の家事使用人も減少しており、一九五〇年には九万五千人ですが、この十年程の間に、とくに大都市では、パートタイムや短時間の働き手がふえています。

婦人の事業主も近年やゝ減少の傾向がみえます。一九四〇年には事業主の数は男女あわせて六五万人、そのうち女子は一万一千人で一七％を占めていましたが、一九五〇年には男女事業主六〇万五千人中女子は八万七千人で一三％となっています。スウェーデンの婦人事業主は小売業、製パン業、装身具店、洋服店、レストラン、ホテル、喫茶店等を経営する人が多いのですが、このような事業主の減少は主として衣服、装身具商の減少によると考えられます。

賃金

一九五三年の工業における男女の賃金を比べてみると、女子労働者の一時間当り総収入（本給手当をふくむ）は二・八四クローネで、男子の四・一クローネの六九％にあたります。（一九五四年九月、労働組合連合の代表者会議で提示された資料による）過半数の婦人は賃金の低い業種に雇用されていますが、このような業種では男子の賃金も平均よりかなり低いのがふつうです。工業に働く男女労働者の賃金（平常時間一時間当り）の推移を業種別にみたのが表3です。男女の賃金の差は、除々にではありますが縮小しており一九四六年から五〇年までの間に三五％縮まっています。

俸給労働者の場合には、女子が男子と同じ部門、同じ会社、同じような職種に働いている事が、工場労働者の場合よりずっと多くなっています。たとえば通信員、速記者、簿簿係、会計係、出納係、セールズ員等の専門化した職種に働く婦人の数はほとんど男子の数に近い場合によつては男子以上に及ぶことさえあります。しかし事務関係に働く婦人で、高い賃金階級に属する人の割合は男子に遠く及びません。一九五二年の調べによると、女子公務員中二一の高給グループに属する人はわずか八％にすぎないのに男子ではそれが三六％に及んでいますし、八つの低い給与グループに属する人は女子の五八％に及ぶのに対して、男子ではわずか三％にすぎません。民間の給与について正確な平均を出すことはむづかしいのですが、二、三の例をひいてみると、一九四七年、商業経営者組

合の調べた女子の給与は同じ職種（速記者、出納係、会計係等）の男子に比べて、約一五%から二五%かた低くなつていました。もつと単純な仕事では、男女の差はあつたとしてもごく少いのですが——そしてこのような職種の少くとも九〇%は女子によつてしめられています——、人の上に立つ、責任の重い職種（書記、出納、会計等の長や百貨店のマネジャー等）では、男女の給与差は二五%、あるいはそれ以上に及んでいました。

表3 工業における男女賃金の比較（時間当り）（単位：円）

	1946年		1952年		1953年		男性に対する女子の比較	
	女	男	女	男	女	男	1946年	1952年
繊維産業								
毛織	107	138	246	299	254	306	770	830
絹織	106	141	242	296	249	304	752	819
その他	110	150	245	314	254	319	733	796
製紙	105	142	267	325	272	330	739	824
食料	105	158	242	312	255	314	686	812
陶磁	106	148	245	323	250	334	716	749
機械	120	173	289	390	301	404	694	745
印刷	147	236	299	390	299	411	623	727
新製	107	153	247	337	255	356	656	716
その他	108	164	243	347	252	359	653	702
計	114	167	255	355	263	356	683	719

（資料統計より）

一九三〇年以降、男女の給与差を縮めようとする運動は、徐々にではありますが、着実にすすめられてきました。郵便、電信、小学校等を含むすべての公務における男女同一賃金の決議は、一九三三年に議会を通過し、一九二五年に実施されていますが、実際には財政的な理由のために、あまり広くゆきわたらず、婦人の多い職種や、婦人ばかりの職種は男子の多い職種や、男子ばかりの職種よりも低い給与階級におかれていました。そして同一賃金の原則をていついていさせるためには、まず個々の「男子の」職種と、「女子の」職種に必要な資格や技能を公平に比較しなければならぬことが明かになりました。そこで広汎な職務分析が行われた結果、議会の委員会が「婦人の職種」中いくつかの重要なグループ——たとえば郵便電信事務者、病院看護婦、小学校教員などの給与を除く——に是正することを提案しました。

またスウェーデン労働組合連合も、一九四六年から同一賃金に関する運動を進めており、一九五四年九月の代表者会議では、来るべき団体協約の締結に際して、婦人の賃金に特別の考慮が払われなければならないとしています。

既婚婦人

一九三三年、スウェーデン議会は、既婚婦人が、公務に、俸給職員として雇用される権利を認め——実際には一九〇三年から雇用されてきました——、一九三九年には、社会改革の風潮に刺激されて、主婦に六週間の休暇を認めると同時に、結婚または出産を理由とする女子の解雇を禁ずる法律を制定しました。この法律が、使用者のみならず、男子労働者や一般社会の態度に深い影響を与えたことは疑いありません。

収入をとまなう仕春につく既婚婦人の数は一九四〇年の二万五千八千人から、一九四五年の二万五千八千人、一九五〇年の二万六千人へと次第に増加し、働く婦人中に占める割合も一九四五年の二一%から一九三〇年には約三〇%と高まっています。一九五〇年の二万六千人中、工業、手工業に働く人は八万一千人弱、商業に働く人が六万

八千人、公務に従事する人が五万五千人です。しかし人口調査は、規則的に働く人や、全日制で働く人だけを対象としているので、の中には実際に働いている既婚婦人の一部しかふくまれていません。そこで一九五三年の工場監督署の報告（抽出調査によるものでなく、ケーススタディによるもので、主として工業の九七八社、一四万九千人の労働者を対象とする）からみますと、婦人労働者中既婚者の割合は四九％に及んでいます。そのうち二四・八％は一五・四〇才の年齢層で、二四・四％は四〇才以上です。パートタイムがどのくらい行われているかを正確にはかることはむづかしいのですが、前記工場監督署の報告によれば、対象事業場の四七％がパートタイム労働を用いており、婦人労働者の九％がパートタイムに従事していました。

十七才以下の子供をかゝえて働く母親の問題は社会的に複雑なものをもつていますが、このような母親（未亡人、離婚、未婚の母親は一九五〇年に、合せて七万九千人）の仕事と育児問題の解決については、使用者も一般地域社会も次第に積極的な努力を払うようになってきました。今までに行われた方法の中ではまず保育所がありますが、国が積極的な援助にのりだしたのはここ十年ばかりのことです。

（私立の保育所や幼稚園は一八三六年から設けられています）しかし一九四四年以降、まる一日子供——とくに働く母親の——の世話をする保育所と、学童のためのアフタヌーン・ホーム（午後の家）は次第に数を増して、一九五〇年一〇月現在では、全体で三〇八の保育所と、一〇七の午後の家があり、九千人以上の子供を終日世話できるようになっています。

子供のための施設のほかに、働く母親の家事労働を軽減するための集団施設——たとえば洗濯センターや集団住宅など——の設置も促進されています。集団住宅というのは、働く婦人に必要な洗濯サービス、レストラン、保育所、家事世話人等の便宜を住宅にむすびつけた例として興味深く、コストはやゝ高くなりますが、働く婦人の問題を解決する試みとして高く評価されています。

表四はL・O（スウェーデン労働組合連合）とT・C・O（中央陣給従業員組合）の婦人組合員数の推移を示したのですが、分組が婦人の組織化に努力していること、婦人の側でも分組への関心を高めつつあることがよく示されています。

表4 女子労働組合員数の推移

	1946年	1952年	1954年
L・O (スウェーデン労働組合連合)	185,000	259,000	275,000
T・C・O (中央陣給従業員組合)	68,000	107,000	120,000
計	253,000	366,000	395,000

L・Oでは婦人は全組合員中約二割を占め、T・C・Oでは三分の二余をしめています。しかし婦人の組合活動が奨励されているにもかゝらず、婦人が代議員になったり、交渉委員になったりすることはわりに少く、L・Oの婦人間題担当者であるエケンダール夫人の報告によれば、L・O傘下の四四組合中、三五組合が婦人組合をもつていますが、その中婦人の代議員や協議員が出ているのは一九組合、合計五百名余の代表者六八名となっています。婦人の組合役員も非常に少く、役員全体の二％にすぎません。けれども婦人の活動を促進するL・Oの運動は一九四六年

以降着々と効果をおさめ、一九四七年にはILOに婦人協議会が設置されましたし、組合の学校にも婦人組合員向の特別コースが設けられました。これらのコースは、特に地方において、婦人代表を送り出す上に大きな助けとなつていきます。

International Labour Review Vol. LXXI, No. 3 March 1955

"The Employment of Women in Sweden, by Agda Rosset"

国際労働評論第七一巻 第三号 一九五五年三月

アグダ・レンツセル「スウェーデンにおける婦人の雇用」より

ラテン・アメリカ

ラテン・アメリカは、似かよつた国の集りと考えられているようですが、実際は、地理的、経済的、社会的にもまた人種の構成や歴史も異なる国がより集つてゐるのです。一つの国の中でさえ、高度の商工業が発達した地域と、何世紀もの間、住民が停滞し、困難な生活を営んでいる僻地とがあります。そこで働く婦人の問題もそれぞれの国の事情によつて異なり、一括して説明できるものではありません。

ILOの主催で一九五四年二月にリマで開催された婦人労働に関するセミナーにおいても、これらの各国の問題とその解決策が討議されましたが、やはり部分的、地方的な問題が少くありませんでした。ここではこのセミナーのために用意された諸資料から、ラテンアメリカ諸国の働く婦人の現状をできるだけだけお伝えしましょう。

女子労働力人口

ラテン・アメリカの女子労働力人口の大きさ、構成、職業分布を示す主な資料は、各国の国勢調査ですが、その中には十年以上も前のものがありますので、これに新しい部分的な調査を引用しながら説明しましょう。

ラテン・アメリカでは、生産活動に従事している婦人が、全女子人口の二〇％に満たないのは、キューバとメキシコの二国だけで、コロンビアでは四七・六％（一九三八年）ホンジュラスでは四一・八％（一九五〇年）、ペルーでは二七・九％（一九四〇年）、エチオピアでは二二・七％（一九五〇年）の比率を示しています。全就業人口中にしめる女子の数は表1の通りです。

表1 ラテンアメリカ11カ国における女子就業者数

		女子就業人口	全就業人口
アルゼンチン	(1947)	1,282,618	6,445,678
ブラジル	(1950)	2,507,564	17,117,362
チリー	(1940)	424,786	1,742,367
コロンビア	(1938)	2,087,592	4,566,150
エクアドル	(1950)	41,835	271,984
ペルー	(1943)	157,810	1,520,851
メキシコ	(1940)	432,457	5,858,116
エルサルバドル	(1950)	46,177	329,976
パナマ	(1950)	52,371	264,619
ベネズエラ	(1940)	877,018	2,475,339
	(1950)	303,487	1,402,884

注1 1950年国勢調査では就業者は著しく増加している

(女子 1,137,646 計 8,304,123)

ラテン・アメリカの多くの国では、また農業が経済活動の主流をなしており、女子就業者も農業従事者が多くなっています。しかし、アルゼンチン、コスタリカ、メキシコ、ヴェネズエラ等は農業従事者の割合が少く、これに対して原住民の多い国では農業従事者が多くて、たとえばコロンビアでは、働く婦人の四〇%余(一九三八年)、ペルーでは五〇%(一九四〇年)が農業に従事しています。

農村婦人の多くは、無給の家族従業者として農作業を行っています。またこれらの土地には伝統的な手工業、手織のじゅうたんやショール、パナマ帽(エタドル)、陶器(ボリビア)、レース(パラグアイ)が家族単位で盛に行われています。農村地域で雇用者として働く場合婦人の仕事はたいてい家事労働か、農業労働にとくにコーヒー、砂糖きび、綿、米類を栽培する大農場です。

大部分の国で、婦人の最も多く雇用されている職業は、家事使用人その他の対人サービス業で、アルゼンチンでは五十四万六千人(一九四七年)、チリーでは個人家庭に一四万人余、ホテル等に二万人(一九四〇年)、メキシコでは個人家庭に一五万三千人弱(一九四〇年)となっています。

次に大きな雇用分野は製造業で、アルゼンチンでは、働く婦人総数の二七%(一九四七年)、コロンビアでは一七%(一九三八年)、チリー、メキシコ、ペルーでは、それぞれ一六%、一五%、一三%、いずれも一九四〇年)をしめています。ブラジルでは、一九四二年末に、社会保障の適用を受ける工業労働者中、婦人は三〇%をしめています。

製造業の中でも婦人の多いのは繊維と被服です。チリーでは、繊維労働者の五〇%、被服労働者の七五%は婦人です。ブラジルでも繊維労働者中一八万二千人余、五九%(一九四八年)は婦人です。ペルーでは繊維業に働く婦人は一五万九千人弱で、労働者中八三%をしめています。

しかしその他の産業においても婦人の割合は決して少くありません。一九四七年以降の資料によると、婦人はチリーのガラス工業で五〇%、ガテマラ及びチリーの製紙業でそれぞれ七〇%、四三%、チリーの皮革工業で四二%

チリー及びコスタリカの飲料品製造業でそれぞれ三三%、二三%、メキシコ、チリー、ガチマラの食料品製造業でそれぞれ三二%、二六%、二六%をしめています。

製造業において、婦人は一般に軽い作業をしています。婦人の作業は手の熟練や忍耐力、正確さを必要とするものが多いのに、時に職業教育を要するようなものでないので、賃金もあまり高くありません。そして職業教育のないために、婦人は男子よりもいっそう失業の危険にさらされています。

けれども、時には男子の仕事とみなされる仕事に婦人がついていて、男子よりも低い賃金を支払われている場合があります。たとえば、建設工事や、塩、農産物の輸送における運搬作業によくそれがみられます。

衣服、皮革製品、手袋、刺しゅう、安い宝石細工、造花、マット等、婦人が伝統的に行ってきた家内労働には、現在もかなり多くの婦人が従事しています。婦人の中には自ら生計を支え、あるいは、家計を補助しなければならぬ人がたくさんいますが、職を求める婦人に対して雇用機会が十分でない場合には、内職的な仕事で婦人に収入の道を与えています。また現在の段階では、家庭をもつ婦人は、家の中でできる仕事を求める場合も多いようです。

家内労働は、ラテン・アメリカの各国にかなり広く普及しています。ウルガイでは、一九五二年七月一日から五三年六月三〇日の一年間に登録された家内労働者（最低賃金法の適用をうける）は五万人を数えていますし、メキシコ市では、（一九四七年）約三百の下請工場が婦人服の内職を出しています。アルゼンチンの首都では、家内労働者に必要な労働手帳をもっている婦人が一五万人（一九五四年）もいます。

手工業的なものにする、大量生産の下請的な仕事であるにしろ、家内労働者の労働条件を改善する方法は、たとえば市場の研究、生産、販売関係の協同組織、技能教育、家内労働法規の有効な運用等たくさん考えられています。

商業にも多くの婦人が働いています。メキシコには一九四〇年に、四万人強、（工業の四万五千人弱に近い）の婦人が、アルゼンチンには一九四七年七万六千人強の婦人が商業についています。そのほかどの国でも、たくさんの婦人が、事務所や商店で、タイピスト、速記者、事務員、簿記係、販売員、会計係として働いています。

知的な職業につく婦人——ことに教員、法律家、医師、公務員等——も次第に増加しています。

ラテン・アメリカでも、大多数の婦人は経済的に必要にかられて職についています。しかも出生率が高く、嫡出でない子供が多いので、生計を支えるために職を求める母親の数はますます増加しています。（嫡出でない子供が多いのは、結婚や出生の届出手続が面倒だったり、遠隔地で届けにくかったり、結婚費用が高かったりするためです。）

また急速な発展をとげつゝあるラテン・アメリカでは、経済的社会的変化の影響をうけて、婦人が収入をとまらう仕事につかざるを得ないような状態も生じてきています。産業の膨張につれて、不熟練労働者が都市に集り、あるいは低賃金で雇用され、あるいは失業状態にあるため、婦人も、家計を補うために働かなければならないわけです。全体的にみて、婦人の進出している職業はかなり限られた種類のものです。婦人にできる仕事であつても、慣習や偏見などのために、婦人が排出されているものがあります。

しかも、婦人にとくに適しているとみなされる職業についても、国により地域によつてかなり種類がちがっています。婦人の職業分布には、職業指導や職業教育、国の労働力政策婦人の労働保護や賃金など種々の要素が影響していますから次にそれを分析してみましよう。

婦人の職業分野に影響を及ぼす要素

婦人の職業分布は、一般の雇用状況ときり離して考えることはできません。ラテン・アメリカの諸国では、技術者や技能労働者の数が少く、職業指導や職業教育のための施設も、決して十分ではありません。その上雇用安定のサービス機関も完全に組織されてはいませんので、婦人の雇用も、男子同様、種々の困難によつています。

しかも婦人の場合は、その職業分野が制約され、技能的にも低い職種にかたよっているため、問題はいつそう大きいといわなければなりません。

しかしこれらの国では、婦人が教育を受けることについては、別に公式の制限は設けられていません。種々の技能、職業教育機関に從來から婦人がかなり入っています。小学校の生徒の数は男女ほとんど同じです。普通の中学校になると女子の数は少くなり、国によつて、生徒数の三分の一、あるいはそれ以上を占めているところもあります。しかし技能関係の中等教育では、女子の数はもつと多く、いくつかの国においては男子の数を上回っています。たゞ程度の高い技術教育となると、やはり女子の数はずつと少いようです。

教師や看護婦、社会事業の仕事につくために勉強している婦人もたくさんいます。大学では、婦人はたいがい人文関係の学科をとつていて、理科系や技術系の勉強をしている人は非常に少数です。

商業関係の中等教育もかなり進んでおり、女生徒の数もかなり多く、時には男子よりも多い場合があります。しかし女子のための手工業の訓練は、その生徒の卒業後の就業や、需要に応じて行われるというよりも、むしろ伝統的なものとして行われている感があります。女生徒に対しては、おもに裁縫、刺しゅう、高級手芸品、皮製品等の訓練が与えられており、卒業後、少数の者はそれを教える職につきますが、その他の者は、小工場に雇われたり、家内工業に従事したりします。しかし卒業生の数は需要を上回っているため、せつかく身につけた技能を無駄にしている人がどうしても出て来ます。

逆に、近代工業のため——とくにラジオ、電気、化学等の新興産業のために婦人を教育することは、アルゼンチン、ブラジルの二国を除いては、ほとんど行われていません。婦人の多く働いている繊維産業の関係でさえ、その技術訓練機関は男子のためのもので、女子は入っていない現状です。婦人が技能養成を受ける機会もほとんどありません。多くの国では、産業における技能養成そのものが初歩の段階にあるのですから、婦人の技能養成について

はほとんど関心が払われていないようです。

熟練又は半熟練の手工業の場合、問題はやや複雑で、一方ではたくさんの女子が技能教育を受けたがつていにもかかわらず、教育施設としては今では経済的に存在価値のなくなりつつある手工業、あるいは労働力の余っている手工業など、ごく少数の種類の施設しかありません。そして他の多くの産業——とくに近代産業では、技能者が求められているのに対して、不熟練の女子労働力の大量が存在しているために、それが女子の労働条件を下げた結果となっています。

こういう状態の起つてくる原因をみると、女子が小学校や中学校を卒業後、職業教育を受けることをさまたげたり、職業を選ぶことに制約を加えているのは、伝統的な要因や態度だということが分ります。一般に女子は、学校では教養的な学科を教わり、将来の主婦として教育されます。ですから女生徒や、その家庭の人々が、女子の職業は結婚までの一時的つとめと考えたり、仕事を薦め場合にも、家庭の主婦の仕事に似かよつた仕事や、学校で習つた手工業——非常にしばしば、女子に適した唯一の仕事に考えられている——を選んだりするのも不思議ではありません。

第二の問題は、職業につく婦人には、職業教育を受ける余裕もなしに、できるだけ早く生計を支えなければならぬ人が多いことです。たいていの国では、田舎から町へ、このような技能をもたない婦人が流れ出してきて、どんな仕事にでもとりつこうとしているのが現状です。

次に問題になるのは、婦人は雇用労働に比較的新しく進出してきため、近代産業のつくりだす環境にうまく適応できない面があるということです。リマのセミナーに集つた専門家達も、この点で婦人を近代産業の環境に適応させる努力が必要だと強調しています。

とくに経済的發展の速度の早い国では、社会環境の發展がそれに追いつけないため、経済や技術の進歩のもたら

す思慮に働く婦人が浴せないような結果を生じてくるわけで、これに対する配慮が必要となります。

現存する職業指導施設は、ごく少数の少女しか利用できず、雇用のまう勢に関する正確な資料にもとずいてつくられたものでもないで、女子の雇用機会をひろげるためにはあまり役立っていません。女子の職業分野をひろげるに最も必要な雇用行政も、多くの国ではまだ計画の段階にあります。

どこの国でも、婦人を含めた労働力人口全般の調査を行い、女子労働力の大きさ、構成、労働条件等を正確に把握することが急務となっており、このような調査によつて、はじめて雇用安定サービスは常に雇用の実態に即して動くことができ、女子雇用のすう勢に遅れずについてゆくことができます。いくつかの国では、職務分析が雇用安定サービスの任務の一つになつていて、職務分析によつて、女子を雇用できる職種、あるいは技術の進歩の結果、女子に開放される職種をきめることができますといわれています。もちろんこのようなリストをつくることは、既存の状態に固まつてしまふおそれがあるという意味で、反対する人もあるでしょう。しかし場合によつては、それが現在の婦人の職業分野をおしひろげる役割を果たすこともありうるわけです。また求職者のあつせんに差別が行われないように、雇用安定サービス機関は、求職、求人の申込みを一カ所にまとめておくべきで、これによつて男子も女子も一つ一つの求人に対して同じチャンスをもつことができます。しかしブエノス・アイレス、カラツカ、サンチャゴ等女子の求職者は女子の係員が別に取扱つてゐる町もたくさんあるようです。また職業教育施設を設ける場合に、必要な情報を提供するもの、日頃雇用問題を扱つてゐる雇用安定機関の仕事の二つといえるでしょう。

公共機関が今すぐできることとしては、啓蒙運動によつて、官庁、公共団体、労働の団体の、民間団体労働の団体の働く婦人に対する考え方を改めていくことです。

賃 金

婦人の賃金問題には二つの面があります。一つは男女混合の職種における男女の賃金格差の問題、もう一つは女子ばかりの、あるいは女子の圧倒的に多い職種の賃金水準の問題です。

ラテン・アメリカの諸国では、同一賃金の原則は相当に広く認識されており、国によつて表現は違いますが、各々の憲法に表現されており、さらにその効果をあげるため、法律によつて男女の賃金の差別を禁止、一定の条件下における同一賃金を現定している国もたくさんあります。ボリビア、ブラジル、チリ、コスタリカ、ドミニカ、ガマラ、メキシコ、パナマ、ペルー、ヴェネズエラの労働法には、過去二〇年の間に、この趣旨の規定が盛り込まれています。

ラテン・アメリカで、男女同一賃金がよく行われているのは公務員と教員のようなものです。アルゼンチン、ブラジル、チリ、キューバ、ドミニカ、メキシコ、ペルーの諸国では、男女の公務員に一つの賃金体系が用いられており、各等級に定められた給与額は、職員の性によつて左右されることはありません。教員にも同様の賃金体系がとられています。

しかし他の職業にはいろいろの問題があります。工業は急速に発展しているとはいふものの、まだ初歩の段階にあり、労働組合に加入している婦人の数は少数です。ですから賃金の問題も需要と供給の法則のまゝに支配されがちです。そのうえ、「女子の仕事」と「男子の仕事」とはまだかなりはつきり区別されているので、男女に同率の賃金を払つてゐるかどうかというような問題はあまり起つてきません。それよりもむしろ、婦人の多い職種について、その仕事の公正な評価を行うことが問題でしょう。しかし現在のところは、まだ賃金についての所轄官公庁も、職務分析、職務評価等を含めて、の客観的基準を備えた方法をもつていないようです。

結局いくつかの国において、婦人の賃金は相対的に低くなっていますが、それは婦人労働者が、技術や熟練をもたない仕事に集中しており、従つて昇進や高賃金の仕事への配置換がほとんど行われないことによるものです。男女同一賃金の原則についてとられていては、各国の解釈をみると、そこには国によつてさまざまなむずかしい問題がひそんでいることが察せられます。ある規定では婦人の労働が生産コストにしめる割合を考慮に入れて婦人労働の価値をきめています。つまり婦人を雇ふことは男子よりも経費がかさむという考えにもとづいて、婦人の賃金を男子より一五・二〇％程度低く定めることを認めているわけです。たとえばブラジルでは最初の最低賃金に関する命令（一九四〇年五月）によつて、婦人を雇う使用者が法律で課せられた保健上の条件をととのえた場合には、婦人の賃金を一五％まで下げてよいことになっています。

ウルガイでは法律によつて男女の賃金差は認められていませんが、一九四五年、産業労働省は賃金審議会に対して次のように指示しています。(a)生産の等しい男女の賃金は同じであること、(b)しかし生産の点からみて、もしくは婦人労働者自身又は産業の利益という点からみて、男女同一賃金の原則をきりはなして考える必要がある場合には、二〇％をこえない範囲で女子の賃金を低く定めてもよい。その結果、二〇の審議会中五つが、(b)をとりいれましたが、その差は実質にはいずれも一〇％をこえていません。

その他の国では、同一賃金は同種類の仕事に従事している男女の平均生産高の比較に基づくか、又は同一の仕事をしている男女には同一の賃金を支払わなければならないことになっています。このような解釈は、男女の仕事が同一である場合にしか適用されません。

ドミニカ共和国の労働法は「等しい技能、勤続年数をもち、同一の仕事に従事する労働者には同一の賃金が支払われなければならない」としていますし、コロンビアの労働法も、「同じ地位、労働時間、能率をもち同じ仕事をしている労働者には同じ賃金が支払われなければならない」としています。ガテマラの法律では、生産高と、勤続年数の

同じの者には同じ賃金を支払わなければならないと定められており、この規定の主観的な解釈をさけるために、裁判所は、見習期間を終つて、同じ仕事についている労働者の生産高は同一のものとするという判決を出しています。又勤続年数とは個々の企業における勤続年数のことです。

このように徹底した同一賃金原則の適用は、たとえそれがごく一部の範囲に限られていても、他の職種にまで大きな影響を及ぼします。

又別の解釈によれば、男女同一の基準によつて種々の作業動作の定義、分析、評価を行い、個々の仕事に含まれる作業動作を比較することによつて、それらの仕事は同一の価値をもつか否かを決定することができるとしています。そして与えられた仕事を遂行する能力があることを示し、一定の生産高に達することのできた労働者はすべて「同一価値の労働」を行つているものとみなされます。同一賃金の原則がこのように解釈され、適用されるものとなれば、それはこの方法で賃金をきめることのできる全職種、全産業に影響を及ぼすことになります。事実組織化された産業や、公務員、教員の場合には、この方法がとられている例もあります。例えばチリでは一九四九年に印刷業の賃金体系が最低賃金審議会によつて定められましたが、これには三百からの賃金階級が含まれ、職種の分類に従つて最低賃金が定められています。そして男子と同じ階級にあり、同じ仕事をしている女子には同一の賃金を保障する権限が審議会に与えられています。

同一賃金の原則は、ラテン・アメリカの大部分の国で法制化されていますが、その適用はまだ十分に行われていないようです。この原則を急激に実施することは、直ちに企業の賃金負担の増大となつてあらわれ、とくに婦人を多く雇っている使用者には重すぎる負担となるでしょう。それは同時に全労働者の賃金構造の変化へ導き、よりよい賃金水準を労働の再評価への要求を強めるでしょう。ですからこの場合望ましいのは、現状に即しながらしかも次第に同一賃金の原則の適用を可能にするような漸進的な方法がとられることです。

International Labour Review Vol. LXXIII, No. 2 February 1956
Women's Employment in Latin America

国際労働評論 第七三巻 第二号 一九五六年二月
「ラテン・アメリカにおける婦人の雇用」より